

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第四九号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合について、一定期間は掲示をしなくても借地権の對抗力を認めるものとするほか、借地権者による借地契約の解約を容易にする制度等を創設する。
- 二、大規模な災害の被災地における暫定的な土地利用に対する需要に応えるため、存続期間を五年以下とするとともに、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設する。
- 三、大規模な災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人の保護を図るため、従前の建物の賃貸人が建物を再建して賃貸しようとするときは、従前の建物の賃借人にその旨を通知することとする。
- 四、政令で定める災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人がその敷地を優先的に賃借すること

ができるものとする優先借地権制度等を定めた罹災都市借地借家臨時処理法を廃止する。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。